

2022年12月15日

2023年3月期 第2四半期(中間期)決算の概況について

日本地震再保険株式会社(代表取締役社長 伊東 正仁)では、掲題について別添資料によりお知らせいたします。

<添付資料>

○2023年3月期 第2四半期(中間期)決算の概況

当中間期におきましては、2022年3月発生 of 福島県沖地震等により正味支払保険金等が増加し、保険金支払原資である責任準備金の積み増し額は昨年度中間期より減少しました。

\*\*\*お問合せ先\*\*\*

日本地震再保険株式会社 管理・企画部

〒103-0024

東京都中央区日本橋小舟町8-1 ヒューリック小舟町ビル4階

電 話 03-3664-6098

F A X 03-3664-6169

Eメール [keiri@nihonjishin.co.jp](mailto:keiri@nihonjishin.co.jp)

担 当 管理・企画部 久保田、藤川

## 2023年3月期第2四半期(中間期)決算の概況

### 1. 中間財務諸表

#### (1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	2021年度 (2022年3月31日現在)		2022年度中間 (2022年9月30日現在)		比較増減	増減率
		金額	構成比	金額	構成比		
(資産の部)			%		%		%
現金及び預貯金		193,688	28.1	179,548	30.7	△14,140	△7.3
コールローン		42	0.0	78	0.0	36	85.7
買入金銭債権		17,999	2.6	23,999	4.1	5,999	33.3
有価証券		457,705	66.4	357,850	61.2	△99,855	△21.8
有形固定資産		46	0.0	41	0.0	△5	△11.6
無形固定資産		89	0.0	71	0.0	△17	△19.5
その他資産		19,449	2.8	22,746	3.9	3,297	17.0
<b>資産の部合計</b>		<b>689,022</b>	<b>100.0</b>	<b>584,336</b>	<b>100.0</b>	<b>△104,685</b>	<b>△15.2</b>
(負債の部)			%		%		%
保険契約準備金		664,942	96.5	566,262	96.9	△98,679	△14.8
支払準備金		144,276	20.9	12,909	2.2	△131,366	△91.1
責任準備金		520,665	75.6	553,352	94.7	32,687	6.3
受託金		16,748	2.4	9,638	1.6	△7,109	△42.5
その他負債		7,434	1.1	11,572	2.0	4,138	55.7
未払法人税等		371	0.1	366	0.1	△4	△1.3
その他の負債		7,062	1.0	11,205	1.9	4,143	58.7
退職給付引当金		128	0.0	135	0.0	6	4.9
役員退職慰労引当金		7	0.0	9	0.0	2	28.6
賞与引当金		22	0.0	22	0.0	△0	△2.2
特別法上の準備金		0	0.0	0	0.0	0	18.2
価格変動準備金		0	0.0	0	0.0	0	18.2
地震保険評価差額金		△1,792	△0.3	△4,816	△0.8	△3,024	-
<b>負債の部合計</b>		<b>687,492</b>	<b>99.8</b>	<b>582,824</b>	<b>99.7</b>	<b>△104,667</b>	<b>△15.2</b>
(純資産の部)			%		%		%
資本金		1,000	0.1	1,000	0.2	-	-
利益剰余金		547	0.1	548	0.1	0	0.1
利益準備金		1	0.0	1	0.0	-	-
その他利益剰余金		546	0.1	547	0.1	0	0.1
特別積立金		17	0.0	17	0.0	-	-
価格変動特別積立金		39	0.0	39	0.0	-	-
繰越利益剰余金		489	0.1	490	0.1	0	0.1
自己株式		△5	△0.0	△5	△0.0	-	-
<b>株主資本合計</b>		<b>1,541</b>	<b>0.2</b>	<b>1,542</b>	<b>0.3</b>	<b>0</b>	<b>0.0</b>
その他有価証券評価差額金		△12	△0.0	△30	△0.0	△18	-
評価・換算差額等合計		△12	△0.0	△30	△0.0	△18	-
<b>純資産の部合計</b>		<b>1,529</b>	<b>0.2</b>	<b>1,511</b>	<b>0.3</b>	<b>△18</b>	<b>△1.2</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>		<b>689,022</b>	<b>100.0</b>	<b>584,336</b>	<b>100.0</b>	<b>△104,685</b>	<b>△15.2</b>

## (2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2021年度中間 〔 2021年4月 1日から 2021年9月30日まで 〕	2022年度中間 〔 2022年4月 1日から 2022年9月30日まで 〕	比較増減	増減率
		金額	金額		
<b>経常収益</b>		<b>238,625</b>	<b>268,871</b>	<b>30,245</b>	<b>12.7</b>
<b>保険引受収益</b>		<b>238,342</b>	<b>266,011</b>	<b>27,668</b>	<b>11.6</b>
（うち正味収入保険料）		126,075	134,327	8,251	6.5
（うち積立保険料等運用益）		190	318	127	66.6
（うち支払備金戻入額）		112,076	131,366	19,290	17.2
<b>資産運用収益</b>		<b>282</b>	<b>2,859</b>	<b>2,577</b>	<b>912.3</b>
（うち利息及び配当金収入）		282	384	102	36.3
（うち有価証券売却益）		136	23	△113	△82.9
（うち為替差益）		53	2,767	2,714	5,029.1
（うち積立保険料等運用益振替）		△190	△318	△127	-
<b>経常費用</b>		<b>238,624</b>	<b>268,870</b>	<b>30,245</b>	<b>12.7</b>
<b>保険引受費用</b>		<b>237,596</b>	<b>265,235</b>	<b>27,638</b>	<b>11.6</b>
（うち正味支払保険金）		135,705	191,721	56,015	41.3
（うち損害調査費）		7,744	12,162	4,417	57.0
（うち諸手数料及び集金費）		27,379	28,664	1,284	4.7
（うち責任準備金繰入額）		66,766	32,687	△34,079	△51.0
<b>資産運用費用</b>		<b>83</b>	<b>2,668</b>	<b>2,584</b>	<b>3,087.0</b>
（うち有価証券売却損）		14	112	97	667.9
（うち金融派生商品費用）		61	2,546	2,485	4,013.6
<b>営業費及び一般管理費</b>		<b>933</b>	<b>958</b>	<b>24</b>	<b>2.6</b>
<b>その他経常費用</b>		<b>10</b>	<b>9</b>	<b>△1</b>	<b>△15.7</b>
（うち支払利息）		10	9	△1	△15.7
<b>経常利益</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>△0</b>	<b>△1.1</b>
<b>特別損失</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>9.8</b>
<b>税引前中間純利益</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>△0</b>	<b>△2.7</b>
<b>法人税及び住民税</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>法人税等合計</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>中間純利益</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>△0</b>	<b>△3.4</b>

## (3) 中間株主資本等変動計算書

## ① 2021年度中間

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算 差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金				自己 株式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		利益 準備 金	その他利益剰余金		利益剰 余金合 計						
		特別積 立金	価格変 動特別 積立金	繰越利 益剰余 金							
当期首残高	1,000	1	17	39	488	546	△5	1,540	△1	△1	1,538
当中間期変動額											
中間純利益					0	0		0			0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)									4	4	4
当中間期変動額合計					0	0		0	4	4	4
当中間期末残高	1,000	1	17	39	488	546	△5	1,540	2	2	1,543

## ② 2022年度中間

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算 差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金				自己 株式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		利益 準備 金	その他利益剰余金		利益剰 余金合 計						
		特別積 立金	価格変 動特別 積立金	繰越利 益剰余 金							
当期首残高	1,000	1	17	39	489	547	△5	1,541	△12	△12	1,529
当中間期変動額											
中間純利益					0	0		0			0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)									△18	△18	△18
当中間期変動額合計					0	0		0	△18	△18	△18
当中間期末残高	1,000	1	17	39	490	548	△5	1,542	△30	△30	1,511

## 2. 補足情報

### (1) 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区分		2021年度 (2022年3月31日現在)	2022年度中間 (2022年9月30日現在)
(A)	単体ソルベンシー・マージン総額	224,994	243,235
	資本金又は基金等	1,541	1,542
	価格変動準備金	0	0
	危険準備金	—	—
	異常危険準備金	231,150	252,947
	一般貸倒引当金	—	—
	その他有価証券の評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	△1,748	△4,724
	土地の含み損益	—	—
	払戻積立金超過額	—	—
	負債性資本調達手段等	—	—
	払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
	控除項目	5,950	6,530
	その他	—	—
(B)	単体リスクの合計額 $\sqrt{(R1 + R2)^2 + (R3 + R4)^2} + R5 + R6$	233,077	234,155
	一般保険リスク (R1)	—	—
	第三分野保険の保険リスク (R2)	—	—
	予定利率リスク (R3)	—	—
	資産運用リスク (R4)	11,407	9,264
	経営管理リスク (R5)	4,570	4,591
	巨大災害リスク (R6)	217,100	220,300
(C)	単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	193.0%	207.7%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

#### <単体ソルベンシー・マージン比率>

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額であります。

- ①保険引受上の危険  
(一般保険リスク)  
(第三分野保険の保険リスク) : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く。)
- ②予定利率上の危険  
(予定利率リスク) : 積立型保険について実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③資産運用上の危険  
(資産運用リスク) : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④経営管理上の危険  
(経営管理リスク) : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
- ⑤巨大災害に係る危険  
(巨大災害リスク) : 通常の予測を超える巨大災害 (関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

◎当社は、「地震保険に関する法律」に基づき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあわせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項(注)により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっております。

(注) 条文は、次のとおりです。

「保険会社が地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社について、当該保険会社が該当する前条第1項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に掲げる命令とする。」